

# 死亡したとき

被保険者が死亡したときは、扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。また、被扶養者である家族が死亡したときには、被保険者に「家族埋葬料」が支給されます。



## 被保険者 本人が死亡したとき

本人によって扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。

受けられる  
給付

### 埋葬料

#### 支給される額

50,000 円

家族や身近な人がいない場合は、実際に埋葬を行った人に、埋葬料の支給額の範囲内で、埋葬にかかった実費が、「埋葬費」として支給されます。

#### GE 健保組合の付加給付

当組合では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

#### 埋葬料付加金

50,000 円が支給されます。

#### Q & A

**Q** 本人が死亡したときに支給される埋葬料を受けられる「本人によって扶養されていた遺族」とは、被扶養者のことですか？

**A** 被扶養者とは限りません。本人の死亡当時、その収入によって生計が一部でも維持されていた人であれば、同一世帯に属していなくても、親族関係がなくても支給対象となります。

**Q** 埋葬料の支給にあたり、死亡の原因は問われますか？

**A** 業務上および通勤途中以外であれば、死因は問われません。

#### 業務上の事故 が原因のとき

業務上あるいは通勤途中の事故などが原因で死亡したときは、労災保険の「葬祭料」が支給されます。ただし、平成 25 年 10 月 1 日より、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いとなります。

## 被扶養者である 家族が死亡したとき

被保険者本人に「家族埋葬料」が支給されます。

受けられる  
給付

### 家族埋葬料

#### 支給される額

50,000 円

#### GE 健保組合の付加給付

当組合では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

#### 家族埋葬料付加金

50,000 円が支給されます。